

【民間社員給料】

差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金 円 (請求債権目録記載の 1)
- 2 (1) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)
- (2) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)
- (3) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)

債務者 (勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降
支払期の到来する下記債権にして、頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。

ただし、頭書 2 の金額については、その確定期限の到来後に支払期が
到来する下記債権に限る。

記

- (1) 給料 (基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。) から所得税、住民税、社
会保険料を控除した残額の 2 分の 1 (ただし、前記残額が月額 6 6 万円を超
えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- (2) 賞与から (1) と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 (ただし、前記残額が
6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、
住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして、(1)、(2)と合計して頭書 1 及び 2 の金
額に満つるまで

差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降
支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会
保険料を控除した残額の4分の1（ただし，前記残額が月額44万円を超えると
きは，その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，前記残額が4
4万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，(1)，(2)により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税，住
民税を控除した残額の4分の1にして，(1)，(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

【記載例～養育費子ども２人の記載例】

差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

- 1 金 1 8 0, 0 0 0 円 (請求債権目録記載の 1)
- 2 (1) 平成 1 9 年 3 月から平成 2 8 年 5 月まで, 毎月末日限り金 3 0, 0 0 0 円ずつ (請求債権目録記載の 2 (1))
(2) 平成 1 9 年 3 月から平成 3 1 年 8 月まで, 毎月末日限り金 3 0, 0 0 0 円ずつ (請求債権目録記載の 2 (2))
(3) 平成 年 月から平成 年 月まで, 毎月 日限り金 円ずつ (請求債権目録記載の 2 (3))

債務者 (勤務) が第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。

ただし, 頭書 2 (1) 及び (2) の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- (1) 給料 (基本給と諸手当, ただし通勤手当を除く。) から所得税, 住民税, 社会保険料を控除した残額の 2 分の 1 (ただし, 前記残額が月額 6 6 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- (2) 賞与から (1) と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 (ただし, 前記残額が 6 6 万円を超えるときは, その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお, (1), (2) により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税, 住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして, (1), (2) と合計して頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで

【記載例】 差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降
支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会
保険料を控除した残額の4分の1（ただし，前記残額が月額44万円を超えると
きは，その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，前記残額が4
4万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，(1)，(2)により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税，住
民税を控除した残額の4分の1にして，(1)，(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

(注) 本差押債権目録は、民間の正社員の給料の差押えのひな形です。

役員報酬も含む場合やアルバイト、パートで時給、日給等の差押えの場合は本目録は使えません。その場合は、債権差押目録番号1か3の書式をご覧ください（3ページ目、4ページ目にあります。）ただし、扶養料以外の差押え（本差押債権目録(2)関係）の場合は、差押範囲が2分の1とあるのを4分の1に訂正して使用してください（詳しくはお問い合わせください。）